

諮問庁：独立行政法人地域医療機能推進機構

諮問日：令和7年9月24日（令和7年（独個）諮問第47号）

答申日：令和8年3月18日（令和7年度（独個）答申第54号）

事件名：本人に関する文書を作成するに当たり関係者とやり取りをした記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が原処分の手続に違法はないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年7月28日付け地域医療機構発総第0728001号により独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）事実

ア 処分庁は、2025年6月25日付け聴聞通知書（略）（以下「本件聴聞通知書」という。）において、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（略）により通知した開示決定について、その決定を変更するために聴聞を実施することを審査請求人に通知した。本件聴聞通知書は、処分庁が2025年7月1日以降に作成し、2025年7月2日に送付し、審査請求人が2025年7月4日に内容を確認したものである。

本件聴聞通知書には、「聴聞の件名」、「予定される不利益処分の内容及び根拠法令の条項」、「不利益処分の原因となる事実」、「聴聞の期日及び場所」及び「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」が記載されていた。

具体的には、「予定される不利益処分の内容及び根拠法令の条項」には「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づいて行った本件開示決定の一部変更」と、

「聴聞の期日及び場所」のうち「聴聞の期日」には「令和7年7月9日（水）午前10時から11時まで」と記載されていた。

イ 審査請求人は、本件聴聞通知書に対して、聴聞の期日に出頭し意見を述べることを、または陳述書等を提出しなかった。

ウ 処分庁は、2025年7月28日に、原処分を行った。

エ 原処分に関する通知書（地域医療機構発総第0728001号）

（以下「本件決定通知書」という。）には、新たな不開示とする部分として「メール宛先の顧問弁護士の氏名」、「メール本文の顧問弁護士の所属事務所名」及び「メール本文の役職及び職員氏名」が、その理由として「原処分における別紙『不開示とした部分とその理由』において、本来、不開示とすべき箇所の記載漏れがあったため。」が記載されている。

また、本件決定通知書には、「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人地域医療機能推進機構に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人地域医療機能推進機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」と教示されている。

（2）法令の定め

行政手続法15条1項は、「行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」と規定している。次に掲げる事項とは、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」、「不利益処分の原因となる事実」、「聴聞の期日及び場所」及び「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」とされている。

また、行政手続法15条2項は、「前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。」と定めている。次に掲げる事項とは、「聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代え

て陳述書及び証拠書類等を提出することができること。」及び「聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。」とされている。

- (3) 本件聴聞通知書には、必要的記載事項が記載されていないから、その手続きに瑕疵があること

前記のとおり、本件聴聞通知書には、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」を記載することが求められている。

「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」には、本件決定通知書の趣旨を踏まえると、①本件開示決定の変更内容（新たに不開示とすること。）、②不開示の対象文書、③不開示の部分、④理由、⑤根拠法令を示すべきである。

しかしながら、本件聴聞通知書には、上記①、②、③、④及び⑤が記載されていない。

よって、本件聴聞通知書は、行政手続法15条1項の要件をみたしていない。

- (4) 処分庁は、聴聞の期日までの相当な期間をおいていないから、その手続きに瑕疵があること

前記のとおり、処分庁は、本件聴聞通知書を聴聞の期日から相当な期間前に、審査請求人に送付することが求められている。

しかしながら、聴聞の期日が2025年7月9日に対して、審査請求人が本件聴聞通知書を受領したのは2025年7月4日である。すなわち、審査請求人が本件聴聞通知書を検討する期間は4日間しかなかった。

よって、本件聴聞通知書は、行政手続法15条1項の要件をみたしていない。

- (5) 処分庁は、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料を審査請求人に閲覧させなかったから、その手続きに瑕疵があること

前記のとおり、処分庁は、審査請求人が要請した時、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料を閲覧させなければならない。

この点について、審査請求人は、「『本来、不開示とすべき箇所の記載漏れがあった』について、開示申請書、処分通知書等の関連書類を添付の上、具体的な記載漏れの内容を文書で示してください。」と2025年6月30日に処分庁に通知したが、処分庁はそれに応えていない。

よって、本件聴聞通知書に関する聴聞は、行政手続法15条2項に違反する。

- (6) 結語

以上により、本件審査請求には理由があるから、速やかに認容すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨（別紙は省略する。）

機構による法82条1項に基づく保有個人情報開示決定（以下「先行処分」という。）について、不開示とする部分を変更した保有個人情報開示決定変更処分（令和7年7月28日付け地域医療機構発総第0728001号。原処分。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、以下の理由により、原処分を維持することが妥当であると考えらる。

1 本件審査請求に至るまでの経緯について

特定日A付けで、審査請求人から、別紙1に掲げる保有個人情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）があった。

（中略）

その後、諮問庁は、審査会に対し特定日B付けで諮問を行い、特定日C付けで審査会より答申を得た。同答申にて、先行処分の通知書において不開示部分とした以外の部分が塗抹されているとの指摘があったため、名宛人（審査請求人）へ令和7年6月25日付けで聴聞通知書（以下、「本件聴聞通知書」という。）を送付し、同年7月9日に聴聞を実施した。なお、名宛人は出頭せず、意見書等の提出もなかった。

聴聞後、同月28日付けで原処分を行い、同年8月18日付けで本件審査請求が提出され、同月20日にこれを受理した。

2 本件対象個人情報及び原処分について

本件開示請求において、審査請求人は開示請求する保有個人情報を「機構が保有する開示請求者に関する保有個人情報全て。」とした上で、詳細を別紙1保有個人情報開示請求書の（別紙）（1）ないし（7）において示した。諮問庁は、別紙2に掲げる（5）ないし（7）を対象文書として特定し、各文書の一部について別紙3に掲げる条文に該当するものとして不開示とし、その余の部分はすべて開示している。なお、別紙2及び別紙3は、原処分により記載内容が一部変更されたが、記載漏れや誤記に対応するためのものであり、先行処分後に実際に開示された文書と、原処分後に開示された文書の範囲に相違はない。

3 審査請求人の主張は、原処分の妥当性を左右するものではないこと

（1）上記第2の2（3）について

審査請求人は、本件聴聞通知書には、必要的記載事項である「予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項」が記載されていないから、行政手続法（以下、第3において「行手法」という。）15条1項の要件を満たしていないと主張する。しかし、本件聴聞通知書には、「予定される不利益処分内容及び根拠法令の条項」欄に「法82条1項の規定に基づいて行った本件開示決定の一部変更」と記載がされていることから、審査請求人の主張は前提を欠く。

なお、法において開示決定の取消しや変更に関する明文の規定はない

ものの、瑕疵ある行政処分について、職権による取消しや変更が可能であると解され、本件における決定変更処分（原処分）も職権により行っているものである。

(2) 上記第2の2(4)について

審査請求人は、審査請求人が本件聴聞通知書を受領したのは令和7年7月4日であり、諮問庁が聴聞の期日までの相当な期間をおいていないから、行手法15条1項の要件を満たしていないと主張する。

しかし、審査請求人の前提とする本件聴聞通知書の受領日に誤りがある。本件聴聞通知書については、令和7年6月25日付けで審査請求人（名宛人）へ送付した後、同月27日に審査請求人の自宅に到達していることを確認している。その後、同月30日に審査請求人からFAXにて名宛人の漢字誤りがあるとの指摘を受け、確認したところ、本件聴聞通知書における名宛人の氏名の一部に漢字誤りが判明した。なお、本件聴聞通知書を発送する際に同封した送付状、裁決通知及び裁決書の宛名は正しく表記されていた。これを受けて、同年7月1日付けで「聴聞通知書の訂正とお詫び」と題する文書及び訂正後の聴聞通知書を送付し、同月2日に審査請求人の自宅に到達していることを確認している。

このように、本件聴聞通知書については、名宛人の氏名の一部に漢字誤りがあったものの、同封した送付状等の文書の宛名は正しく表記されており、また、「聴聞の件名」欄に記載されていた「本件開示決定」（先行処分）が審査請求人を名宛人とする処分であったことからしても、審査請求人への通知であることが明らかであった。

上記のとおり、本件聴聞通知書は、令和7年6月27日に審査請求人の自宅に到達しており、同年7月9日の聴聞の期日までの相当な期間をおいて通知されていることから、審査請求人の主張に理由はない。

(3) 上記第2の2(5)について

審査請求人は、諮問庁が当該不利益処分の原因となる事実を証する資料を審査請求人に閲覧させなかったから、行手法15条2項に違反すると主張する。

しかし、そもそも審査請求人は文書等の閲覧請求を行っていない。審査請求人からは、令和7年6月30日にFAXにて「『本来、不開示とすべき箇所の記載漏れがあった』について、開示申請書、処分通知書等の関連書類を添付の上、具体的な記載漏れの内容を文書で示してください。」（下線は諮問庁による。）との連絡があった。行手法上、「閲覧」と「謄写」は区別されており、認められているのは「閲覧」であることから（行手法18条）、諮問庁は、同年7月2日付けで「不利益処分の原因となる事実を証する資料について、確認を希望される場合には、行政手続法18条に基づく閲覧請求をお願いしております。」と回答を

した。その後、審査請求人が諮問庁に対し閲覧請求を行うことはなかった。

なお、『本来不開示とするべき箇所の記載漏れがあった』点については、同回答書にて、「開示実施の際にマスクングされた部分につきましては、総務省情報公開・個人情報保護審査会から特定日C付けで発出された「答申書」（特定答申番号）の33頁別表『2 開示実施の際にマスクングされた部分』に記載されている内容のとおり」と回答しており、諮問庁が審査請求人からの連絡に対して応えていないという事実もない。

したがって、審査請求人の主張は前提を欠く。

4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月6日 審議
- ④ 同月27日 審議
- ⑤ 令和8年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条1項2号、3号イ、6号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分に係る手続に瑕疵があるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 本件に係る聴聞通知書について、必要的記載事項が記載されていないとの審査請求人の主張については、「予定される不利益処分の内容及び根拠法令の条項」欄に「法82条1項の規定に基づいて行った本件開示決定の一部変更」と記載していることから、要件は満たしているものである。「不利益処分の原因となる事実」欄には、「本件通知における「不開示とした部分とその理由」について、本来、不開示とするべき箇所の記載漏れがあったため。」と記載していたところ、当該「不開示とするべき箇所」について、開示実施文書のどこに記載されたいかなる情報であるかが明示された先行処分に係る答申書及び裁

決書と共に聴聞通知書を送付していることから、その内容について審査請求人において了知できるものと考えていた。

また、その後、上記第3の3(3)で説明したように、審査請求人から令和7年6月30日にFAXにて「『本来、不開示とすべき箇所の記載漏れがあった』について、開示申請書、処分通知書等の関連書類を添付の上、具体的な記載漏れの内容を文書で示してください。」との連絡があったことから、当該連絡に対する「回答書」に「本来不開示とすべき箇所の記載漏れがあり、開示実施の際にマスキングされた部分につきましては、総務省情報公開・個人情報保護審査会から発出された「答申書」(特定答申番号)の33頁別表「2 開示実施の際にマスキングされた部分」に記載されている内容のとおりです。」と記載して疑義の解消を図っており、その後追加の質問といったこともなかったため、審査請求人の理解は得られたものと考えていた。

イ また、聴聞通知書の受領日から聴聞の期日まで相当な期間をおいていないとの審査請求人の主張については、当初送付した聴聞通知書の名宛て人の氏名の一文字に漢字の誤りがあり、審査請求人から、「通知人(審査請求人)と類似の氏名が記載されているため通知人に対して発出したものと認められない。仮に、本件通知書が通知人に対して発出したものである場合は、名宛人の氏名を修正し、本件通知書を再発行してください。」とするFAXによる連絡があったことから訂正後の聴聞通知書を再送付したものの、当初聴聞通知書に同封した送付状等の文書の宛名は正しく表記しているなど、審査請求人への通知であることは明らかであったことからみても、当初の自宅到達日(6月27日)から聴聞の期日(7月9日)までという、相当の期間をおいて通知していたと考える。

また、上記のFAXによる連絡には、「聴聞の期日については、1か月以上先の日程を複数提示してください。」との記載があったが、本件の聴聞は、特に緊急性の高い案件ではないものの、当初の開示請求が令和5年度に行われたものであり、答申を受けなるべく早く対応した方がいいという考えから期日を設定したものであり、少なくとも当該連絡からはやむを得ない理由があるとは判断できなかったことから、上記回答書には「処分の内容・性質に照らして、通知書のとおり聴聞期日を設定しており、病気その他やむを得ない理由がある場合を除き変更はいたしかねます。病気その他やむを得ない理由がある場合はその旨をお申し出ください。なお、聴聞期日への出頭に代えて陳述書等を提出することも可能です。」と記載して、上記要請のみでは変更はできかねる旨伝えている。その後審査請求

人からの連絡はなく、聴聞期日への出頭も、陳述書等の提出もされなかったことから、聴聞期日を変更しないことについても納得が得られたものと判断していた。

ウ さらに、諮問庁が当該不利益処分の原因となる事実を証する資料を閲覧させてなかったとの審査請求人の主張については、審査請求人から資料の送付を求められたものの、行政手続法上、当事者である審査請求人が求めることができるかとされているのは資料の閲覧のみであることから、閲覧請求を行うよう情報提供を行ったが、その後審査請求人から閲覧請求は行われなかったものである。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、原処分に至るまでの手続の流れについては、おおむね上記(1)のとおりであると認められる。また、その妥当性に関する諮問庁の説明について不自然・不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、原処分の手続に、原処分を取り消すに足りる違法又は不備があるとまでは認められない。

3 付言

本件は、上記2のとおり、聴聞の機会に審査請求人が出頭せず、期日までに陳述書等の提出もなかったとして行われた不利益処分に係る原処分を妥当と判断するものではあるが、当初審査請求人に送付された聴聞通知書には、「不開示とするべき箇所」が同時に送付した答申書において明示された部分である旨は明記されておらず、そのみでは処分庁が行おうとする不利益処分の具体的な内容を了知するには不十分なものであったと認められる。

また、本件の場合、対象文書において「不開示とするべき箇所」は先行する処分に際し審査請求人にはマスクングして交付されていることから、不利益処分自体は実質的には開示決定通知書の記載漏れを実態に合った形に修整しようとするものにすぎないと考えられ、それ自体が諮問庁も説明するように緊急性があるものとはいえないのであるから、審査請求人からのFAX連絡を受けて送付された回答書によって審査請求人が聴聞の内容を了知できることとなった時点から聴聞の期日まで更に相当の期間をおくこと等も検討する余地があったと考えられる。

本件の場合、当初の聴聞通知書において適切な記載がされ、あるいは原処分に至るまでのその後の処分庁の対応において審査請求人に寄り添った懇切な対応がされていれば、原処分に係る手続の瑕疵のみを訴える本件のような審査請求が提起されることもなかったとも考え得るところ、今後、処分庁において聴聞手続を行うに当たっては、適切な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ、6号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が原処分の手続に違法はないとしていることは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙 本件対象保有個人情報記録されている文書

- 文書 1 特定病院とその顧問弁護士とのメール①
- 文書 2 特定病院とその顧問弁護士とのメール②
- 文書 3 特定病院（機構本部を含む）とその顧問弁護士とのメール⑤
- 文書 4 特定病院とその顧問弁護士とのメール⑦
- 文書 5 特定病院とその顧問弁護士とのメール⑨
- 文書 6 特定病院とその顧問弁護士とのメール⑩
- 文書 7 特定病院とその顧問弁護士とのメール⑪
- 文書 8 特定病院とその顧問弁護士とのメール⑫
- 文書 9 特定病院とその顧問弁護士とのメール⑬
- 文書 10 機構本部とその顧問弁護士とのメール⑭
- 文書 11 機構本部とその顧問弁護士とのメール⑮
- 文書 12 総務省情報公開・個人情報審査会と機構本部とのメール⑲